平成２６年９月１９日

会　　員　　様

（公社）秋田県トラック協会

事業用自動車の運転者等の体調急変に伴う事故を防止するための
対策の再徹底について

標記につきまして、下記及び別紙のとおり秋田運輸支局より通知がありましたのでお知らせいたします。会員の皆様におかれましては本趣旨をご理解いただき、引き続き安全運行の徹底に努められますようお願い申しあげます。

公益社団法人秋田県トラック協会会長　殿

東北運輸局 秋田運輸支局長

事業用自動車の運転者等の体調急変に伴う事故を防止するための
対策の再徹底について

標記について、平成２６年９月１８日付け東自保第７９号、東自旅一第３１２号、東自旅二第７７６号、東自貨第２０６号、東自監第１５１号により、東北運輸局自動車技術安全部長及び自動車交通部長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

【別　添】
国自安第１２９号
平成２６年９月１７日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿
公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を
防止するための対策の再徹底について

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の徹底については、これまで、「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」（平成２６年４月１８日国自安第１４号）、「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」（平成２６年４月１８日国自安第１８号、国自旅第１６号）、「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」（平成２６年４月１８日国自安第１９号、国自貨第４号）及び「事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の徹底について」（平成２６年６月２３日国自安第３９号）等において指導してきたところです。

まもなく、「平成２６年秋の全国交通安全運動」や大量の輸送需要の発生が見込まれる年末年始を迎えるにあたり、より一層の安全性向上が図られるよう、傘下会員に対し、下記の内容をはじめとした「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成２６年４月１８日改訂）等の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の再徹底を図るようお願いします。

記

１．定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

２．就業上の措置の決定

上記１における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。

乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

３．乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

４．乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

上記４点は、乗務員の健康状態の把握等に係る事業者が措置しなければならない義務事項であるので、適確に実施されたい。

５．平時からの健康増進

上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

【参考１】「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」
（平成２６年４月１８日国自安第１４号）

【参考２】「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」
（平成２６年４月１８日国自安第１８号、国自旅第１６号）

【参考３】「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」
（平成２６年４月１８日国自安第１９号、国自貨第４号）

【参考４】「事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の徹底について」
（平成２６年６月２３日国自安第３９号）

【参考５】「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」抜粋」

参　考　3

国自安第１９号
国自貨第　４号
平成２６年４月１８日

公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局貨物課長

乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について

今般、運転者の体調急変に伴う事故防止のための更なる措置を講じるため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成２２年７月１日）について下記を主な内容とする改訂を行い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第六項（過労防止等）、第七条第一項第二号（点呼等）、第二十条第一項第四号の二（運行管理者の業務）並びに第十七条第一項第一号の二（運転者）に基づく運転者の健康状態の把握、乗務判断等に関する事項の解釈及び運用の具体的方法として、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成１５年３月１０日国自総第５１０号、国自貨第１１８号、国自整第２１１号）の規定と併せ、実施していくこととするので、遺漏のないように取り計らわれたい。

記

１．健康診断等のフォローアップ徹底、健康増進や早期治療のための社内環境の整備

疾病の治療、把握及び医師の意見を踏まえた就業上の措置をより確実なものとするため、定期健康診断の受診及び結果把握のみならず、

①　定期健康診断での要再検査、要精密検査、要治療事項
②　業務上確認された、一定の病気等の外見上の前兆や自覚症状
③　主要疾病についてのスクリーニング検査での異常所見　等

について、受診、治療及びその結果（医師の乗務に係る意見）の把握を徹底すること。

また、疾病リスクを低減するための家族・職場ぐるみでの健康増進を推進し、早期発見・治療を可能とする社内環境を整備すること。

２．きめ細やかな労務管理の徹底

働く人それぞれの疲労度や体調に応じたきめ細やかな労務管理を徹底するため、定期健康診断の結果に加え、上記１．で把握した内容を勘案し、就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じることを徹底すること。

就業上の措置を講じるにあたっては、疲労蓄積度の測定、ストレスチェック、適性診断の結果等を活用し、これを踏まえた措置を徹底すること。また、措置にあたっては、差別的な取扱いを行うことなく、上記を踏まえた適切な措置を講じること。

３．点呼時や運行中の予兆把握と適切な対処

乗務開始時・運行中の疾病発症の予兆把握と対処を確実なものとするため、今回新たに示す疾病予兆の具体的な判断目安（注）に基づき、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じること。

注）　判断目安とは、①脳・心臓疾患にかかる前兆や自覚症状のうち特に対応の急を要する事項、②運転に影響を及ぼす恐れがある疾病に関連する何らかの症状に関し総合的に乗務可否を判断する事項からなる。

（参考資料）

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル（平成２６年４月改訂版）の概要

※本文については、国土交通省ホームページよりダウンロード願います。

参　考　4

国自安第３９号
平成２６年６月２３日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿
公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を
防止するための対策の徹底について

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の徹底については、「事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について」（平成２４年１２月２５日国自安第１２６号）、「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」（平成２６年４月１８日国自安第１４号）、「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」（平成２６年４月１８日国自安第１８号、国自旅第１６号）及び「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」（平成２６年４月１８日国自安第１９号、国自貨第４号）等において指示してきたところであるが、依然として、運転者の健康状態等に起因する事案等が散見されるところである。

このため、貴団体において、上記通達の遵守、周知、浸透など必要な対策の推進に努められたい。

また、各事業者において、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、現場までが一丸となって安全意識の浸透、安全風土の構築が図られるよう、傘下会員に対し、周知徹底を図られたい。

【参考１】「事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について」
（平成２４年１２月２５日国自安第１２６号）

【参考２】「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」
（平成２６年４月１８日国自安第１４号）

【参考３】「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」
（平成２６年４月１８日国自安第１８号、国自旅第１６号）

【参考４】「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」
（平成２６年４月１８日国自安第１９号、国自貨第４号）

参　考　5

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」抜粋

（運転者の乗務可否の判断及びその対処）

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルでは、運転者の乗務可否の判断及びその対処を、①就業における判断・対処、②乗務前の判断・対処、③乗務中の判断・対処、の３つの段階に整理した。

１．就業における判断・対処

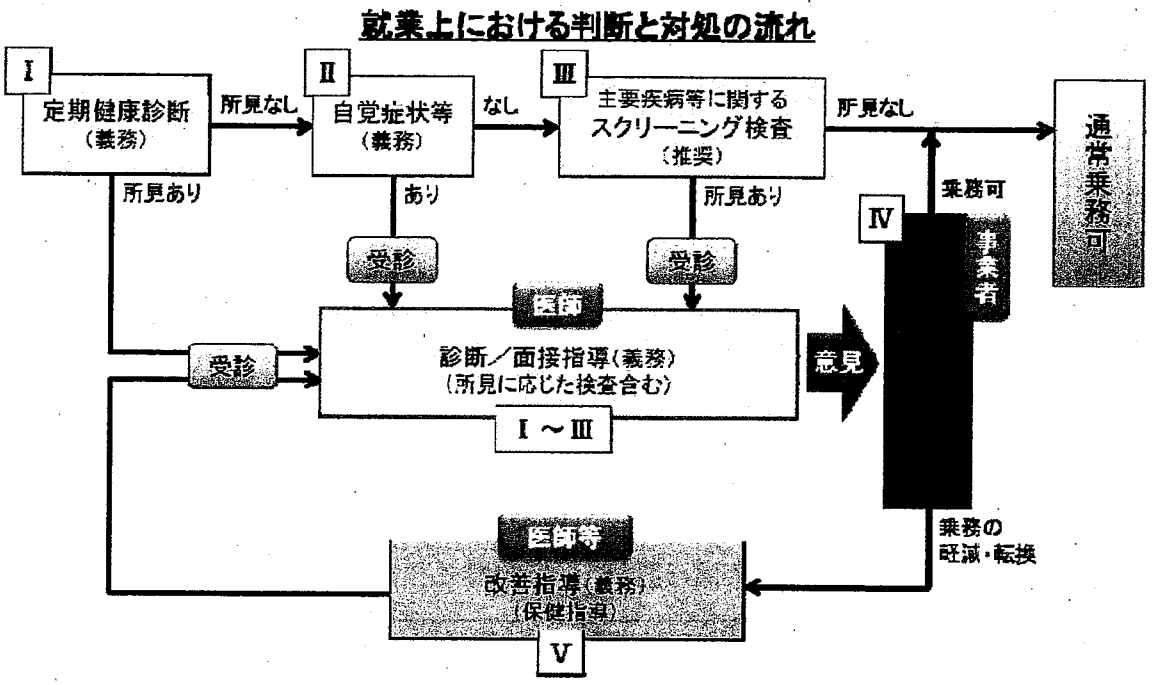

【自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等】

○ 脳・心疾患　○ 統合失調症　○ てんかん　○ 再発性の失神
○ 無自覚性の低血糖症　○ そううつ病　○ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
○ 認知症　　○ アルコールの中毒（者）

１．１　運転者の健康状態の把握【本文１７～２３頁】

Ⅰ　定期健康診断による疾病の把握（義務）

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

Ⅱ　一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等による疾病の把握（義務）

業務上、運転者に自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等が確認された場合、総合的に判断の上、当該運転者

に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

脳・心疾患の前兆や自覚症状等のうち特に対応の急を要するものの症状がみられた場合には、即座に医師への診断等を受診させ、その結果を把握すること。

【脳・心疾患に係る前兆や自覚症状等のうち特に対応の急を要するものの例】

- ○ 前胸部からのど、顎、左肩や背中にかけて、痛みや圧迫感、締め付けられる感じがある
- ○ 息切れ、呼吸がしにくい
- ○ 脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまいなどがある
- ○ 片方の手足、顔半分の麻痺、しびれを感じる
- ○ 言語の障害が生じる、ろれつが回りにくい
- ○ 片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠けるなどの知覚の障害が生じる
- ○ 突然の強い頭痛がある

Ⅲ 主要疾病に関するスクリーニング検査（推奨）

一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等がない運転者に対しても、脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査を受診させ、異常所見が認められた場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

【主要疾病に関するスクリーニング検査の例】

○ 人間ドック　○ 脳ドック（短時間・安価での診断が可能な簡易検査もある）
○ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査　○ 心臓疾患に係る検査

１．２　就業上の措置の決定【本文２４～２５頁】

Ⅳ 就業上の措置の決定（義務）

上記 Ⅰ～Ⅲ における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。

就業上の措置を講じるにあたっては、疲労蓄積度の測定、ストレス検査、適性診断の結果等を活用し、これを踏まえた措置を徹底すること。また、措置にあたっては、差別的な扱いを行うことなく、上記を踏まえた適切な措置を講じること。

Ⅴ 医師等による改善指導（義務）

上記 Ⅳ の就業上の措置において、乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

2．乗務前の判断・対処【本文２６～２９頁】

（１）乗務前点呼における乗務判断（義務）

乗務前の点呼において、以下の判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

【点呼時における乗務中止の判断目安】

＜脳・心疾患に係る前兆や自覚症状等のうち特に対応の急を要するものの例＞
（※上記１．１ Ⅱ に同じ）

＜平時での状態との比較など総合的に乗務可否を判断する事項＞

- ○ 熱はないか
- ○ 疲れを感じないか
- ○ 気分が悪くないか
- ○ 腹痛、吐き気、下痢などないか
- ○ 眠気を感じないか
- ○ 怪我などで痛みを我慢していないか
- ○ 運転上悪影響を及ぼす薬を服用していないか

（２）点呼の結果、運転者が乗務できない場合の対処

○ 代替運転者の手配方法等の明確化（義務）

乗務前点呼により、運転者が乗務できなくなる場合に備えた措置（代替運転者の手配等）をあらかじめ定めておくこと。

3．乗務中の判断・対処（義務）【本文３０頁】

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状（※上記１．１ Ⅱ に同じ）が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告すること。

東自保第７９号
東自旅一第３１２号
東自旅二第７７６号
東自貨第２０６号
東自監第１５１号
平成２６年９月１８日

秋田運輸支局長　殿

東北運輸局自動車技術安全部長

東北運輸局自動車交通部長

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための
対策の再徹底について

標記について、平成２６年９月１７日付け国自安第１２９号の２により自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、貴支局管内の関係事業者に対し指導されたい。

秋整受
第332号
26.9.18
秋田運輸支局

秋輸受
第974号
26.9.18
秋田運輸支局

国自安第１２９号の２
平成２６年９月１７日

東北運輸局自動車技術安全部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を
防止するための対策の再徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。

自保受第１６７号
26.9.17
東北運輸局

国自安第１２９号の２
平成２６年９月１７日

東北運輸局自動車交通部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を
防止するための対策の再徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。

自旅一受第1083号
26. 9. 17
東北運輸局

自旅二受第1017号
26. 9. 17
東北運輸局

自貨受第1450号
26. 9. 17
東北運輸局

自監受第197号
26. 9. 17
東北運輸局